

岐阜県公報

号外(二) 令和六年三月三十一日

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

一

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

八

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条の二第二項」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項」に改める。

第十二条の三中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第五十三条の見出し中「賦課徴収状況」を「賦課徴収状況等」に改め、同条中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加える。

第五十五条第一項中「第四十八条第三項本文」を「第七百三十九条の五第三項本文」に、「及び」を「並びに」に改め、「市町村民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同条第二項中「第四十八条第三項本文」を「第七百三十九条の五第三項本文」に改める。

第八十七条の四第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第四十九条の三第一項に規定する自主防犯活動用自動車(以下この号において「自動車」という。)の所有者 青色防犯灯を取り付けた自動車^ハで自主防犯活動に限って使用するもの

第八十七条の四第二項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「前項第六号」を「前項第七号」に改め、同項第三号中「前項第七号」を「前項第八号」に改める。

「第六十九号様式 個人の県民税の賦課状況（賦課額異動状況）報告書 第五十三条第一項

第七十号様式 個人の県民税に係る徴収金の清算に関する報告書 第五十三条第一項

第七十一号様式 個人の県民税の徴収状況等報告書 第五十三条第二項

第七十二号様式 個人の県民税の滞納状況報告書 第五十三条第三項

第七十三号様式 個人の県民税の不納欠損報告書 第五十三条第四項

「第六十九号様式 個人の県民税及び森林環境税の賦課状況（賦課額異動状況）報告書 第五十三条第一項

第七十号様式 個人の県民税及び森林環境税に係る徴収金の清算に関する報告書 第五十三条第一項

を 第七十一号様式 個人の県民税及び森林環境税の徴収状況等報告書 第五十三条第二項 に、「第

第七十二号様式 個人の県民税及び森林環境税の滞納状況報告書 第五十三条第三項

第七十三号様式 個人の県民税及び森林環境税の不納欠損報告書 第五十三条第四項

七十五号様式 個人の県民税及び市町村民税の徴収引継書 第五十五条 を「第七十五号様式

個人の県民税及び市町村民税並びに森林環境税の徴収引継書 第五十五条 に改める。」

第六十九号様式から第七十三号様式までを次のように改める。

年度個人の県民税及び森林環境税の賦課額異動課税状況報告書（月 日現在）

青町村長

岐阜県税条例第28条第 項の規定により次のとおり報告します。

個人の県民税の納税義務者数	区 分		均等割のみの者		所得割のみの者 （退職所得に係るもの）		均等割及び所得割の者		合計		森林環境税の納税義務者数				
	普通徴収	特別徴収	① 人	② 人	③ 人	④ 人	①+②+③+④	⑤ 人	普通徴収	特別徴収	計	普通徴収	特別徴収	計	
区 分	普通徴収 ⑥	特別徴収 ⑦	⑥+⑦	⑧	⑨	⑩+⑪	⑫	⑬	⑭+⑮+⑯	⑰	⑱	⑲+⑳+㉑	㉒	㉓	㉔
均等割又は森林環境税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
所得割															
年 度	計 ⑳+㉑	(㉒)	(㉒)		(㉒)		(㉒)		(㉒)		(㉒)	(㉒)+㉑+㉒	(㉒)	(㉒)	(㉒)
課 税	退職所得の分離課税に係る所得割 ⑳+㉑														
分	⑳のうち翌年度の収入となるべき額 ㉑	(㉒)×⑳ (㉒)			(㉒)-(㉑)-(㉒) (㉒)		(㉒)×㉑ (㉒)		(㉒)		(㉒)		(㉒)		(㉒)
前年度課税分のうち本年度の収入となるべき額															
特定あん分率の基礎となる本年度の収入となるべき額			(㉒)		(㉒)										(㉒)
本年度の収入となるべき額	㉑+㉒														
加 算 金	県民税 ㉑×㉒	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
特 定 あ ん 分 率	県民税 ㉑ (㉒)/(㉒)		県民税 ㉑ (㉒)/(㉒)+㉑ (令和5年度以前課税分)		森林環境税 ㉑ (㉒)/(㉒)										
特別徴収に係るもの翌年度の収入となるべき額の区分率	県民税 ㉑ (㉒)/(㉒)		森林環境税 ㉑ (㉒)/(㉒)												

第70号様式 (用紙日本産業規格A4) (第53条関係)

県税事務局長様

市町村長

第 年 月 日

年度個人の県民税及び森林環境税に係る徴収金の清算に関する報告書 (3月31日現在)

岐阜県条例第28条第3項の規定により次のとおり報告します。

区分	均等割のみの者		所得割のみの者 左記のもの		均等割及び所得割の者		合計		森林環境税の納税義務者数	
	① 人	② 人	③ 人	④ 人	①+② 人	③+④ 人	①+②+③+④ 人	⑤ 人	⑥ 人	⑦+⑧+⑨ 人
個人	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
区	⑤	⑥	⑦	⑧	⑤+⑥	⑦+⑧	⑤+⑥+⑦+⑧	⑨	⑩	⑨+⑩
分	⑪	⑫	⑬	⑭	⑪+⑫	⑬+⑭	⑪+⑫+⑬+⑭	⑮	⑯	⑮+⑯
均等割又は森林環境税	⑰	⑱	⑲	⑳	⑰+⑱	⑲+⑳	⑰+⑱+⑲+⑳	㉑	㉒	㉑+㉒
所得割	㉓	㉔	㉕	㉖	㉓+㉔	㉕+㉖	㉓+㉔+㉕+㉖	㉗	㉘	㉗+㉘
所得又は森林環境税	㉙	㉚	㉛	㉜	㉙+㉚	㉛+㉜	㉙+㉚+㉛+㉜	㉝	㉞	㉝+㉞
退職所得の分離課税に係る所得割	㉟	㊱	㊲	㊳	㉟+㊱	㊲+㊳	㉟+㊱+㊲+㊳	㊴	㊵	㊴+㊵
課税額	㊶	㊷	㊸	㊹	㊶+㊷	㊸+㊹	㊶+㊷+㊸+㊹	㊺	㊻	㊺+㊻
⑳のうち翌年度の収入となるべき額	㊼	㊽	㊾	㊿	㊼+㊽	㊾+㊿	㊼+㊽+㊾+㊿	㋀	㋁	㋀+㋁
前年度課税分のうち本年度の収入となるべき額	㋂	㋃	㋄	㋅	㋂+㋃	㋄+㋅	㋂+㋃+㋄+㋅	㋆	㋇	㋆+㋇
差引本年度の収入となるべき額	㋈	㋉	㋊	㋋	㋈+㋉	㋊+㋋	㋈+㋉+㋊+㋋	㋌	㋍	㋌+㋍
⑳-㉑+㉒	㋎	㋏	㋐	㋑	㋎+㋏	㋐+㋑	㋎+㋏+㋐+㋑	㋒	㋓	㋒+㋓
加算金	㋔	㋕	㋖	㋗	㋔+㋕	㋖+㋗	㋔+㋕+㋖+㋗	㋘	㋙	㋘+㋙
確定率	㋚	㋛	㋜	㋝	㋚+㋛	㋜+㋝	㋚+㋛+㋜+㋝	㋞	㋟	㋞+㋟
区分	㋠	㋡	㋢	㋣	㋠+㋡	㋢+㋣	㋠+㋡+㋢+㋣	㋤	㋥	㋤+㋥
現在課税	㋦	㋧	㋨	㋩	㋦+㋧	㋨+㋩	㋦+㋧+㋨+㋩	㋪	㋫	㋪+㋫
加算金	㋬	㋭	㋮	㋯	㋬+㋭	㋮+㋯	㋬+㋭+㋮+㋯	㋰	㋱	㋰+㋱
計	㋲	㋳	㋴	㋵	㋲+㋳	㋴+㋵	㋲+㋳+㋴+㋵	㋶	㋷	㋶+㋷
本課税	㋸	㋹	㋺	㋻	㋸+㋹	㋺+㋻	㋸+㋹+㋺+㋻	㋼	㋽	㋼+㋽
延滞金	㋾	㋿	㌀	㌁	㋾+㋿	㌀+㌁	㋾+㋿+㌀+㌁	㌂	㌃	㌂+㌃
計	㌄	㌅	㌆	㌇	㌄+㌅	㌆+㌇	㌄+㌅+㌆+㌇	㌈	㌉	㌈+㌉
区	㌊	㌋	㌌	㌍	㌊+㌋	㌌+㌍	㌊+㌋+㌌+㌍	㌎	㌏	㌎+㌏
本課税	㌐	㌑	㌒	㌓	㌐+㌑	㌒+㌓	㌐+㌑+㌒+㌓	㌔	㌕	㌔+㌕
延滞金	㌖	㌗	㌘	㌙	㌖+㌗	㌘+㌙	㌖+㌗+㌘+㌙	㌚	㌛	㌚+㌛
計	㌜	㌝	㌞	㌟	㌜+㌝	㌞+㌟	㌜+㌝+㌞+㌟	㌠	㌡	㌠+㌡
本課税	㌢	㌣	㌤	㌥	㌢+㌣	㌤+㌥	㌢+㌣+㌤+㌥	㌦	㌧	㌦+㌧
延滞金	㌨	㌩	㌪	㌫	㌨+㌩	㌪+㌫	㌨+㌩+㌪+㌫	㌬	㌭	㌬+㌭
計	㌮	㌯	㌰	㌱	㌮+㌯	㌰+㌱	㌮+㌯+㌰+㌱	㌲	㌳	㌲+㌳
差引過不足額	㌴	㌵	㌶	㌷	㌴+㌵	㌶+㌷	㌴+㌵+㌶+㌷	㌸	㌹	㌸+㌹

延滞金、滞納繰越金、滞納超過金、滞納繰越分、滞納繰越分

延滞金、滞納繰越金、滞納超過金、滞納繰越分

延滞金、滞納繰越金、滞納超過金、滞納繰越分

延滞金、滞納繰越金、滞納超過金、滞納繰越分

延滞金、滞納繰越金、滞納超過金、滞納繰越分

延滞金、滞納繰越金、滞納超過金、滞納繰越分

延滞金、滞納繰越金、滞納超過金、滞納繰越分

第71号様式 (用紙日本産業規格A4) (第53条関係)

県税事務所長 様

第 年 月 日
市町村長

年度 月分個人の県民税及び森林環境税の徴収状況等報告書

岐阜県税条例第28条第4項の規定により次のとおり報告します。

区分	県に払い込まれた徴収金の額		前月までに既に払い込んだ徴収金の累計額		左のうち払い込み過不足清算額		月分として既に払い込んだ徴収金		
	県民税 ③	森林環境税 ①×⑨ ②×⑩ ④	県民税 ⑤	森林環境税 ⑥	県民税 ⑦	森林環境税 ⑧	県民税 ③-⑤+⑦ ⑨	森林環境税 ④-⑥+⑩ ⑪	
現年課税分	本 税 ⑪	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
	延滞金 ⑫	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
加算金 ⑬	加算金 ⑬	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
	計 ⑪+⑫+⑬ ⑭	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
令和6年以後賦課	本 税 ⑮	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
	延滞金 ⑯	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
平成19年から平成18年以前賦課	本 税 ⑰	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
	延滞金 ⑱	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
滞納繰越分	加算金 ⑲	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
	計 ⑰+⑱+⑲ ⑳	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
合計(県民税) ①+③+⑤+⑦+⑨ ㉑	本 税 ㉑	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
	延滞金 ㉒	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
合計(森林環境税) ①+③+⑤ ㉓	本 税 ㉓	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
	延滞金 ㉔	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
確定特定 あん分率	県民税 ㉕	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
	森林環境税 ㉖	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
払込金融機関名	県民税 ㉗	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
	森林環境税 ㉘	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	過不重	
払込年月日		過剰納金の還付充当金額及び還付加算金額		県民税、市町村民税及び森林環境税の合計額 ㉙		森林環境税 ①×⑩ ②		摘要	

第72号様式 (用紙日本産業規格A4) (第53条関係)

県税事務所長様

市町村長

第 年 月 日 号

個人 の 県 民 税 及 び 森 林 環 境 税 の 滞 納 状 況 報 告 書

岐阜県条例第28条第5項の規定により次のとおり報告します。

区 分	県民税、市町村民税及び森林環境税に係る徴収金の合計額のうち5月31日現在における						② 確定あん分率 (県民税)	③ 確定あん分率 (森林環境税)	県民税 滞納相当額 ①×② 円	森林環境税 滞納相当額 ①×③ 円
	滞納額 円	件数	徴収猶予分 円	件数	換価猶予分 円	件数				
現在課税分	本 税									
	加 算 金									
計										
令和6年繰越分	本 税									
	加 算 金									
計										
令和5年以前繰越分	本 税									
	加 算 金									
計										
摺 要										

第73号様式(用紙:日本産業規格A4)(第53条関係)

県税事務所長様

個人の県民税及び森林環境税の不納欠損報告書

市町村長

年月日

岐阜県税条例施行規則第53条第4項の規定により次のとおり報告します。

区分	税目	区	人員数	県民税、市町村民税及び森林環境税の合計額		計											
				本税 ①	加算金 ②												
不納欠損としていた県民税及び森林環境税に係る徴収金	欠損整理年度区分	欠損整理年月日	人員数	県民税	森林環境税	県民税	森林環境税										
				現在課税分	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ③	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ④	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ⑤	地方税法第18条第1項に該当するもの ⑥	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの ⑦	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ⑧	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ⑨	地方税法第18条第1項に該当するもの ⑩	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの ⑪	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ⑫	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ⑬	地方税法第18条第1項に該当するもの ⑭	⑬+⑭+⑮+⑯+⑰
				滞納繰越分 令和5年以前	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ⑮	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ⑯	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ⑰	地方税法第18条第1項に該当するもの ⑱	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの ⑲	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ⑳	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ㉑	地方税法第18条第1項に該当するもの ㉒	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの ㉓	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ㉔	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ㉕	地方税法第18条第1項に該当するもの ㉖	㉕+㉖+㉗+㉘+㉙
				滞納繰越分 令和6年以降	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ㉗	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ㉘	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ㉙	地方税法第18条第1項に該当するもの ㉚	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの ㉛	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ㉜	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ㉝	地方税法第18条第1項に該当するもの ㉞	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの ㉟	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ㊱	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ㊲	地方税法第18条第1項に該当するもの ㊳	㊲+㊳+㊴+㊵+㊶
				滞納繰越分 令和5年以前	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ㊴	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ㊵	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ㊶	地方税法第18条第1項に該当するもの ㊷	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの ㊸	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ㊹	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ㊺	地方税法第18条第1項に該当するもの ㊻	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの ㊼	地方税法第15条の7第4項に該当するもの ㊽	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ㊾	地方税法第18条第1項に該当するもの ㊿	㊽+㊾+㊿
				滞納繰越分 令和6年以降	地方税法第15条の7第5項に該当するもの ㊿	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	無
				滞納繰越分 令和5年以前	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	無
				滞納繰越分 令和6年以降	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	無
				滞納繰越分 令和5年以前	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	無
				滞納繰越分 令和6年以降	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	うち滞納処分の執行停止期間中に5年の 時効到来により消滅したもの 無	地方税法第15条の7第4項に該当するもの 無	地方税法第15条の7第5項に該当するもの 無	地方税法第18条第1項に該当するもの 無	無

第七十四号様式及び第七十四号の二様式中「甲」を削る。
 第七十五号様式中「甲」を削る。「市町村民税」を「市町村民税並びに森林環境税」
 「第48条第3項本文」を「第739条の5第3項本文」に、「第48条第1項」を「第739
 条の5第1項」に改め、同様に備考として次のように加える。
 備考 第15号様式備考は、この様式について兼用する。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第七十号様式から第七十三号様式までの規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税及び森林環境税に係る賦課徴収状況の報告をする場合について適用し、令和五年度分までの個人の県民税に係る賦課徴収状況の報告をする場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第七十五号様式の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税及び市町村民税並びに森林環境税に係る徴収金の徴収を引き継ぐ場合について適用し、令和五年度分までの個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金の徴収を引き継ぐ場合については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県税条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

総 務 部
 出 納 事 務 局
 各 県 税 事 務 所
 自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第三項中「県民税」の下に「及び森林環境税」を、「ときは」の下に「個人の県民税について」を加える。
 第七十二条中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加える。
 第七十三条の見出し中「徴収状況」を「徴収状況等」に改め、同条第一項中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加える。
 第七十四条の見出し中「清算状況」を「清算状況等」に改め、同条中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加える。
 第七十五条の見出し中「賦課状況」を「賦課状況等」に改める。
 第七十六条第一項中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に、「及び市町村民税」を「市町村民税及び森林環境税」に改め、同条第三項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に、「及び市町村民税」を「市町村民税及び森林環境税」に、「個人の県民税」を「法第七百三十九条の五の規定による徴収金」に改め、同条第四項中「振替えの命令を発し」の下に「森林環境税に相当する金額にあつては国を債主として収入した日の属する月の翌月の末日までに」を、「までに」の下に「それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。
 ただし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）第五十七条の四の二第十一項に規定する市町村長の同意を得たときは、前項の歳入歳出外現金の全額を、当該市町村に払い込むものとする。
 第七十六条第五項中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に改める。
 第八十六条第一項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。
 第二百二十六条の八第三項に次のただし書を加える。
 ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）

を使用する方法により減免申請書の提出があつた場合は、この限りでない。

別記様式目次中

「第七十三号様式 個人の県民税賦課状況（賦課額異動状況・徴収金の清算）報告書」第七十五条

第一項

を

「第七十三号様式 個人の県民税及び森林環境税賦課状況（賦課額異動状況・徴収金の清算）報告書」

に、「第七十四号様式 個人の県民税清算状況報告書」第七十五条第二項を「第百

七十四号様式 個人の県民税及び森林環境税清算状況報告書」第七十五条第二項に、「第百七十

状況報告書

五号様式 個人の県民税及び市町村民税の徴収状況等通知書」第七十六条第五項を「第百七十五号様

式 個人の県民税及び市町村民税並びに森林環境税の徴収状況等通知書

第七十六条第五項に改める。

別記第七十三号様式その一から別記第七十四号様式までを次のように改める。

岐阜県知事様
(税務課)

号
日
月
年
県税事務所長

年度個人の県民税及び森林環境税の賦課額異動状況報告書 (11月30日現在)

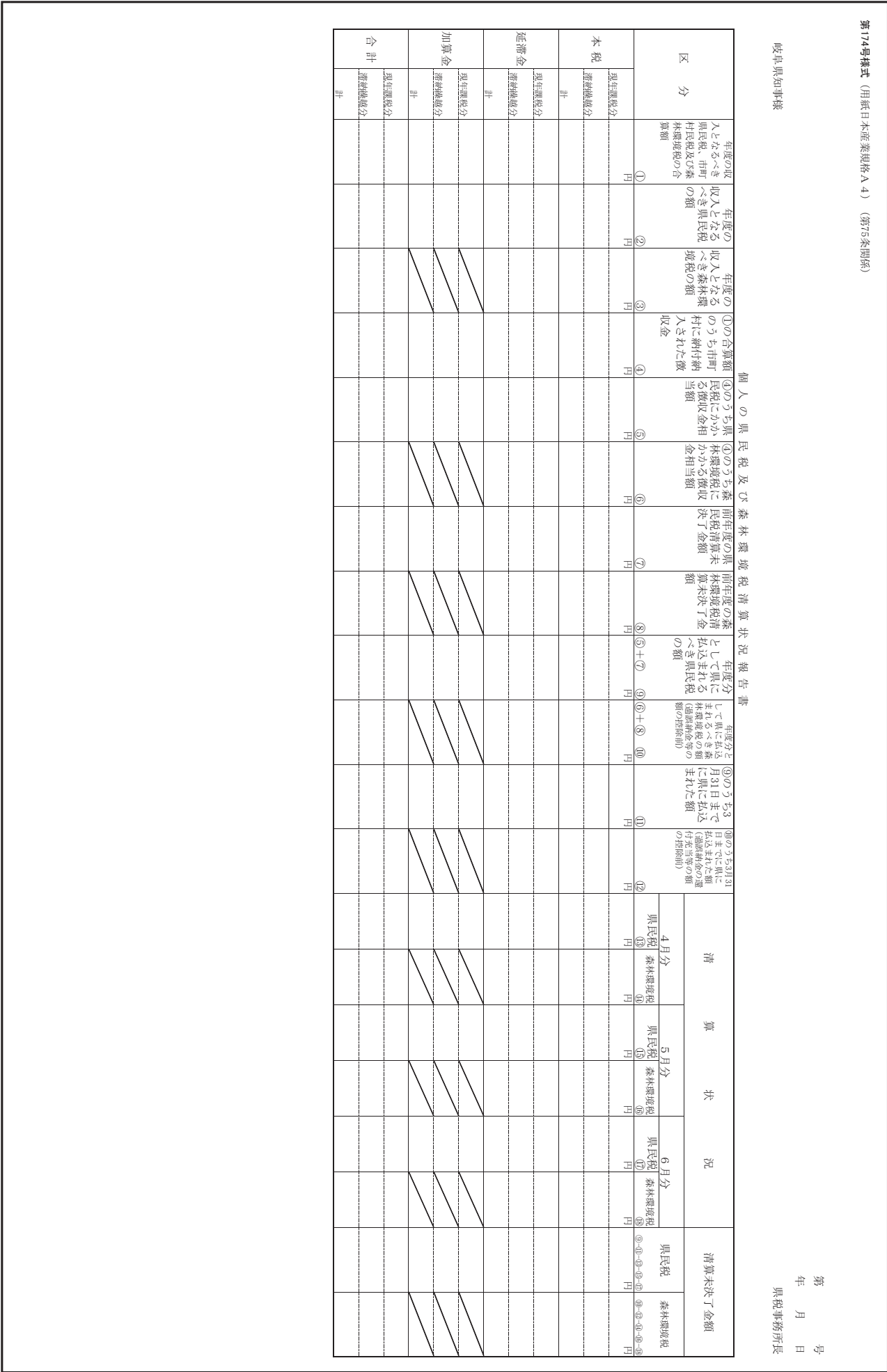
区 分	均等割のみの者		所得割のみの者 退職所得に係るもの 左以外のもの		均等割及び所得割の者		合計		森林環境税の納税義務者数	
	① 人	② 人	③ 人	④ 人	⑤ 人	⑥+②+③+④ 人	⑦ 人	⑧ 人	普通徴収 特別徴収 計	普通徴収 特別徴収 計
個人 の 県 民 税 の 納 税 義 務 者 数										
区 分	普通徴収 ⑥ 円	特別徴収 ⑦ 円	普通徴収 ⑧ 円	特別徴収 ⑩ 円	普通徴収 ⑨+⑩ 円	特別徴収 ⑬ 円	普通徴収 ⑫ 円	特別徴収 ⑭+⑮ 円	普通徴収 ⑯+⑰+⑱ 円	特別徴収 ⑲+⑳+㉑ 円
本 年 度 の 均 等 割 又 は 森 林 環 境 税	⑬ 円		⑭ 円		⑭+⑮ 円		⑯ 円		⑯+⑰+⑱ 円	⑲+⑳+㉑ 円
年 度 計	⑲+⑳ 円		⑳+㉑ 円		⑳+㉑ 円		㉒ 円		㉒+㉓+㉔ 円	㉕+㉖+㉗ 円
課 税 所 得 の 分 離 課 税 に 係 る 所 得 割	⑳		㉑		㉑		㉒		㉒+㉓+㉔	㉕+㉖+㉗
課 税 額	㉒		㉓		㉓		㉔		㉔+㉕+㉖	㉗+㉘+㉙
分 割	㉚		㉛		㉛		㉜		㉜+㉝+㉞	㉟+㊱+㊲
前 年 度 課 税 分 の 中 か ら 本 年 度 の 取 入 と な る べき 額	㉜		㉝		㉝		㉞		㉞+㉟+㊱	㊲+㊳+㊴
本 年 度 の 取 入 と な る べき 額	㉟		㊱		㊱		㊲		㊲+㊳+㊴	㊵+㊶+㊷
加 算 金	㊸		㊹		㊹		㊺		㊺+㊻+㊼	㊽+㊾+㊿
摘 要	㊿		100		100		100		100+100+100	100+100+100

第174号様式 (用紙日本産業規格A4) (第75条関係)

岐阜県知事様

第 年 月 日
号
県税事務所長

区 分	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	清 算 状 況			清算未決了金額	
													4月分 県民税 円 ⑬	森林環境税 円 ⑭	5月分 県民税 円 ⑮	森林環境税 円 ⑯	6月分 県民税 円 ⑰
個人 の 県 民 税 及 び 森 林 環 境 税 清 算 状 況 報 告 書																	
年度の収入となるべき 県民税、市町 村民税及び森 林環境税の合 計額																	
年度の収入となる べき県民税 境税の額																	
①の合算額のうち市町 村に納付納 入された徴 収金																	
①のうち県 民税にかか る徴収金相 当額																	
④のうち森 林環境税に かかる徴収 金相当額																	
前年度の県 民税清算未 決了金額																	
前年度の県 民税境税清 算未決了金 額の額																	
年度分 として県に 払込まれる べき県民税 の額																	
年度分 として県に 払込まれる べき県民税 の額(控除前)																	
年度分と して県に 払込まれた 額(控除前)																	
⑨のうち3 月31日まで 払込まれた 額(控除前)																	
⑩のうち3月31 日まで県に 払込まれた 額(控除前)																	
延滞金																	
県民税 計																	
森林環境税 計																	
加算金																	
県民税 計																	
森林環境税 計																	
合計																	



別記第七十五号様式中「甲」を削り、「市町村民税」を「市町村民税並びに森林環境税」
 「第48条第7項 第48条第8項において準用する同法第48条第7項」を「第739条の5第7項 第48条第8項において準用する同法第48条第7項」
 「第739条の5第8項において準用する同法第7項」に改め、同様式(付表を除く)備考に次の一号を加える。

3 第8号様式備考は、この様式について準用する。

附 則

- 1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県税事務処理規程(以下「新規規程」という。)別記第七十三号様式その三及び別記第七十四号様式の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税及び森林環境税に係る徴収金の清算に関する報告及び清算状況の報告をする場合について適用し、令和五年度分までの個人の県民税に係る徴収金の清算に関する報告及び清算状況の報告をする場合については、なお従前の例による。
- 3 新規規程別記第七十五号様式の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税及び市町村民税並びに森林環境税に係る徴収及び滞納処分状況の通知する場合について適用し、令和五年度分までの個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の状況を通知する場合には、なお従前の例による。
- 4 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

令和六年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社